

れき みん
となん歴民だより vol.23

Morioka tonan history and folklore museum

平成22年6月25日発行

発行 盛岡市都南歴史民俗資料館 盛岡市湯沢1-1-38 Tel019-638-7228

鎌田 隆コレクション
弁当箱と子ども茶碗展

市民参加展

「鎌田隆コレクション・弁当箱と子ども茶碗展」

同展は、4月27日(火)から5月30日(日)まで開催しました。連休もあり多くの方にご入館いただきました。所蔵者の鎌田隆さんをはじめ、お客様や各報道機関の方々に紙面をかりて謝意を表します。

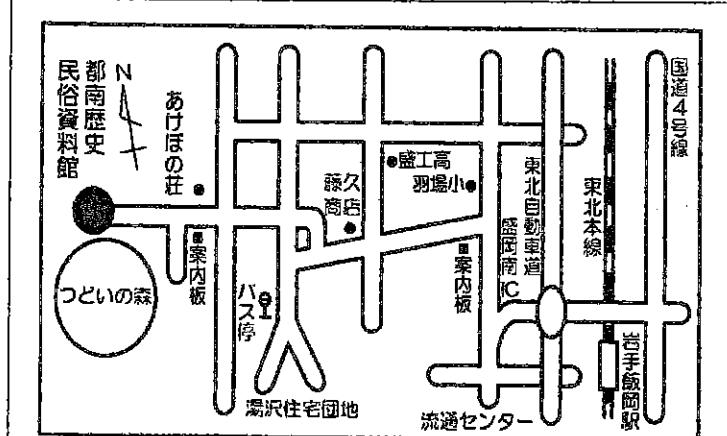
※表紙写真：同展

是非ご来館ください。お待ちしております。

— もくじ —

- ・**《寄稿》**
古文書「五人組帳」から
見る農民の統制
- ・玉山歴史民俗資料館紹介
- ・資料は語る②
- ・次回市民参加展のお知らせ
- ・市民参加展・展示募集
- ・「旧暦雑祭り展」報告
- ・盛岡市所在
指定・登録文化財紹介②
- ・となんの昔ばなし②

MAP☆ACCESS



○利用案内

開館時間 午前9時から
午後4時まで

入館料 無 料

休館日 月曜日
(休日に当たるときは、
直近の平日)
年末年始

古文書「差上申五人組帳之事」から見る農民の統制

盛岡市都南歴史民俗資料館 前館長 田 鎮 壽 夫

前回の歴民だよりには、当資料館に収蔵されている「五人組帳」に記述されているキリストンや浪人（牢人）の取り締まりについて、その取り締まりに至る背景と農民に課せられた役割について紹介した。今回は同じ資料から、農民に課せられた年貢徴収のあり方や御蔵米に関する規制について紹介したい。

前回も記したが、五人組とは江戸時代の村や町において近隣の5軒前後を組み合わせ年貢納入や治安維持のための連帶責任を負う単位として設定された組織のことをいう。この古文書「差上申五人組帳之事」は63箇条からなるが、その条項の中で特に目につくのは、幕府や藩の財政基盤となった年貢の確保に関する条項で、数えてみると20箇条の項目に及んでいる。

●『耕作に怠を入れ御年貢御割付の通り急度皆済み仕るべく候 其外それ納方の儀 米永共に御觸日限 少しも違背仕り間敷く候事』

幕府や藩が実施した検地は年貢を負担する者を確定する作業でもあった。田畠はその善し悪しによって、上・中・下の等級に分けられ、耕作面積毎に確定された収穫高は村毎に集計され、一村で納めなければならない村高が記載された。そして毎年10月から11月になると年貢割付状によって請求されるしくみになっていた。納める方法は、条項に記してあるように米で納める方法と永（畠年貢として錢貨）で納める2つの方法があった。明和5年に記述された古文書「南部拾郡計代歩付郡分」（当館所蔵）から、盛岡藩で行われていた田畠の区分をみると、田は上田、中田、下田、下々田、稗田の5区分に、また畠は上畠、中畠、下畠、下々畠の4区分に仕分けされている。しかし領内のうち陸奥湾に面する野辺地村、横浜村までは稻田を確認できるものの、下北半島の田名部村（現むつ市付近）から以北と西側には稻田ではなく、稗田と畠地が納税の対象になっている。

●『御年貢米引負致し欠落仕るべく躰に相見え候百姓これ有る候はは 五人組中詮議仕り 名主方へ相談致し差置き申すべく候 油断仕り欠落致し候はは 其者の御年貢其の五人組弁済仕り 其上彼者尋ねだし申すべく候事』

条項の中の引負とは年貢の不足分や借金のことをいい、欠落とは土地を捨てて逃げることをいうが、年貢に不足分が生じた場合や土地を捨てて逃げる百姓が出た場合であっても五人組と惣百姓で埋め合わせ、期限通りに納めなければならなかった。そればかりか村に働き手のない耕地があった場合は、自分の土地以外に村方共作地として耕作し、村請け年貢米として納めることを余儀なくされていたのである。このような村請制の連帶責任による加重負担は、村として共倒れを招き、一村全体が生産機能を失いかねない危険性をはらんでいたのである。

また、御蔵米の維持管理については

- 『郷中に火事出来候はは 御蔵へ掛差し御蔵かこひ申すべく候 勿論気遣い無き火事に候はは 火元へ参り消し申すべく候』
 - 『御蔵番の儀 其村々にて油断無く急度仕りべく候事』
 - 『御蔵屋根念入りに雨漏り申さず様 壁垣致し又下敷き等に至る迄 念入り申すべく候事』
- と記し、保管米について異常なまでに管理を徹底させていたことが伺える。

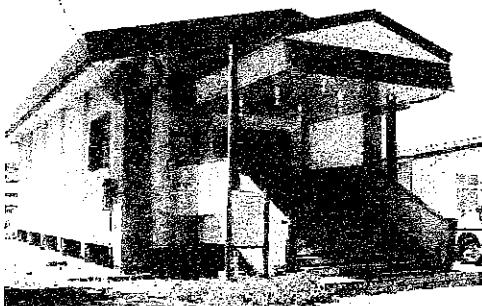
この「五人組帳」に記述されている文言をみると、特定の地域名や村名はなく、全国に共通する一般的な内容になっているばかりか、「御公儀」とか「御手代衆」という文言が多く見られるところから、幕府が直轄地対象に作成した五人組帳を基本として書き写され、全国各藩で使用されたものではないかと推察される。このほかに盛岡藩独自に作成された「五人組帳」があるとするならば、その内容を比較検討することにより、盛岡藩独自の農民統制や年貢納入のあり方が明らかになると思われる。

盛岡市玉山歴史民俗資料館紹介

巻堀小学校で教育の一環として巻堀小学校の児童、地区民が一体となり、地域に伝わる土器・石器・民具などの多数の資料を収集し、校内の郷土資料室に展示していました。巻堀小学校の創立百周年を迎えるにあたって記念事業として、また、祖先の文化遺産を永く保存活用するため別棟に記念資料館の設計計画が企画されました。これを契機として次第に地区民のみならず村全体の郷土資料展示館としての計画に発展し、地元からの寄付や敷地提供、文化庁や県からの助成により、昭和 52 年 3 月 31 日玉山村歴史民俗資料館として竣工しました。平成 18 年 8 月 16 日より玉山歴史民俗資料館として運営しています。

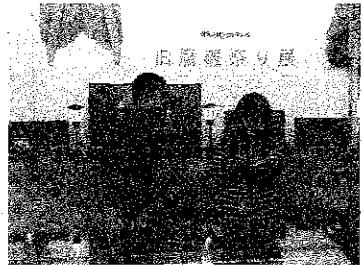
参考・引用：玉山歴史民俗資料館パンフレット

- ◆開館時間：9:00～16:00（見学時は事前に予約が必要）
- ◆休館日：毎週月曜（祝祭日の場合は翌日）年末年始
- ◆入館：無料
- ◆所在地：盛岡市玉山区巻堀字巻堀 33-2
- ◆お問い合わせ：渋民文化会館（019-683-3526）
- ◆展示内容：考古資料・歴史資料・民俗資料



資料館外観

☆市民参加展報告



平成 22 年 3 月 16 日から 4 月 16 日（旧暦雛祭り）まで開催しておりました

市民参加展「旧暦雛祭り展」は冬季期間中からの開催でしたが、287 名のお客様に恵まれました。お客様や各報道機関・鎌田隆氏をはじめ、展示協力を頂いた都南老人福祉センターの皆様には紙面をかりて謝意を表したいと思います。

（表紙：「弁当箱と子ども茶碗展」報告）

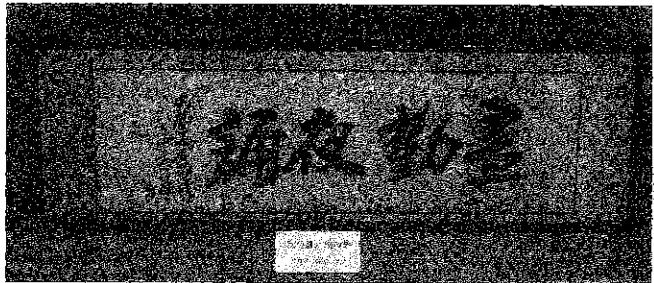
⑨次回市民参加展案内⑨

次回の市民参加展は 7 月 6 日から 8 月 22 日まで市民参加展「消しゴム展」を開催いたします。ご来館をお待ちしております。

⑩市民参加展・展示募集

市民参加展とは、市民の皆様へ当館展示室の一部を提供し、収集された自身のコレクション等を展示していただくものです。ご自身の自慢の品を展示できます。展示したい方は詳細を当館にお問い合わせください。

資料は語る㉔



国分謙吉扁額

戦後初めての民選知事国分謙吉は、農民知事として全国的に有名です。当館所蔵（藤原ミサ氏寄贈）の扁額には「昼勤夜誦」と書かれています。大意は「昼は働き、夜は勉強する」というものです。国分は篤農家としても知られ、明治 35 年（1902）の農事巡回教師が行う農事短期講習に出席するなど近代農政に熱心でした。

それ以前にも明治 26 年（1893）には「私立国分農場」を創立、その後大正 7 年（1918）には「岩手農蚕（株）」の社長など近代農政の一翼を担いました。

のち、県議等を経験し「岩手農政社」の後援を得て県知事に当選します。「昼勤夜誦」の題字からは、国分の勤勉さと農政への情熱がうかがえます。

～参考文献～

『岩手百名亭集』、岩手放送株式会社、1978。

三浦黎明『岩手県の朝義政策と農業-日本の近代化と東北開拓のはざまで-』、刀水書房、1998。



舟っこ流し

前回は、「舟橋跡」を紹介しました。「舟橋跡」は明治橋下にあることは前回も紹介した通りですが、今回も明治橋関連ということで毎年8月16日に行われ盛岡の風物詩となっている「舟っこ流し」を紹介します。

「舟っこ流し」は盛岡に伝わるお盆の民俗行事です。各家々のミタマサマを火と水の浄祓力で清めようとすることやそれを地域の組織などが共同して行なうことが特徴です。

ところで、以前『歴民だより Vol.8』の「となんの昔ばなし」で紹介しましたが、「舟っこ流し」には別の説もあります。津志田遊郭「松前屋」の小時（おとき）の亡靈を鎮めるための行事だという説です。小時は、盛岡へ遊びに行った帰りに大雨で増水した北上川で溺れて亡くなりその後、亡靈や鬼火の噂が立ちました。そこで、これを鎮めるために「舟っこ流し」が行われるようになったというものです。詳しくは『歴民だより Vol.8』（当館問い合わせ）あるいは『となんの民話』（都南村、1985）を参照してみてください。

参考・引用資料：盛岡市教育委員会『もりおかの文化財』、2008。

となんの昔ばなし二十三

『むらさきの波』

昔、紫波町古館の城山に斯波孫三郎という殿様がいました。

ある日のこと、自分の領内を見て歩き志賀理和氣神社に着きました。うしろの川縁に出て自分の城を眺めていると足元の川の水が青色から紫色に変わったのです。

不思議に思い家来に調べさせると大きな赤石が現れました。

殿様は、神からのお告げであろうと歌を詠みました。

今日よりは 紫波と名付けん

この川の 石に打つ波 紫に似て

この北上川の底にあつた赤い石にあたる波が、不思議に紫になることから志和郡を紫波郡と書くようになったそうです。

出典

都南歴史民俗資料館『となんの民話』、都南村、一九八五。